

いしのみまき

10

OCT.2011

平成23年10月号 No86
(10月1日発行)



シリーズ“いしぴょん” たすきがつなぐ 絆 「第7回石巻地区中学校総合体育大会駅伝競走大会」



石巻市イメージキャラクター

主な内容

- 復興情報 中学生水の作文コンクール最優秀賞作品紹介／固定資産税…… P 2～
- まちの話題 震災から6カ月／心の音楽会…… P 6～
- 行政情報 保育所入所申込受付／市立幼稚園入園児募集…… P 8～
- お知らせ・相談あんない 石巻専修大学図書館の地域開放／各種相談…… P 14～
- みんなの広場 表紙から／キラッとパチリ／投稿募集…… P 18～
- 子育て支援コーナー 各子育て支援センターから…… P 19～
- 健康コーナー 各種健診／予防接種／休日当番医…… P 20～

第33回全日本中学生水の作文コンクール 最優秀賞（国土交通大臣賞）作品

水のある風景がなくなつて

石巻中学校3年 西 牧 奏かなさん

ペットボトル二本分の水をもらうのに、五時間。私が生きていくうえでこんなことがあるんだなんて、今まで想像したこともなかった。三月十一日の東北地方太平洋沖地震と津波は、私達の石巻を破壊し、たくさんの人の命を奪い、人々を悲しみに追いやった。

くしたのだ。

浄水場に行つて水をもらう度に、有効な使い方は何かを必ず考えるようになったし、何よりそこで働いて、私達のために水を用意して下さっている方々に、「ありがとう」と声に出して伝えるようにした。そうすることで、少しでも水

を試みたら、水資源はたくさんあるわけではなく、私達が守っていかなければならない貴重な財産だということを知った。水辺環境を整えるために、ダムの開発や浄水場でたくさんの人が努力していることも知った私は、これから「世界の水資源」という大きな枠で、有効利用したいと強く感じるようになった。

友……。人と人をつなぐのも水だった。そう気付かせてくれたことを思えば、私にとって決して悪いことばかりではなかったのだ。

水の重要性がよく分かった今、この二カ月間、私を支えてくれた「水」に私は感謝して生きていきたい、もっと深く関わっていきたいと思う。水について考えるための、新たな一歩を今、歩み始めたような気がする。

このとき私は初めて、自分がどれだけ水と関わり合ってきたか、そして無駄使いをしているかを痛感した。例えば、私は、風呂に入るときもシャワーを必要以上に出しているし、手洗いするときも、めんどろくさがって出さなければならぬ。親に注意されても、（このくらいではない）などと軽く受け流していた。しかし、震災後は、水というものをそんなふうにしかとらえていなかった自分がすごく恥ずかしくなっていた。

そして、震災から二週間後、蛇口をひねったら、水が出た。やっと出たという気持ちになるのと同時に、この水と経験が無駄にはできない、守っていかなければならないのだという強い思いが芽生えた。

今、今回の経験を思い返すと、水というものは、自分達の生活すべてにおいて欠かせないものであり、必要なものであると心から思う。きれいな水が私一人に届くまで、大勢の人が関わっていることも強く実感した。そして、それはこれからも続いていく。この震災では、街を津波が襲って水の怖さを目の当たりにし、人にとつて大切な水、しかし命を奪ったのもまた水、という矛盾のようなものを感じていた私だが、だからこそ、その偉大さが分かったと思っ

た。水の状態を整備して、いち早く水を届けてくれた人、少ない水を三人で分け合った

今回の震災では、あまりにも突然に「水のない生活」がやってきた。学校で避難生活をしているときは、トイレの水はバケツで池からくんで使い、風呂には十日以上入れず、歯みがきもできなければ、料理も飲食もままならない……。この他にもざっと考えるだけで、手洗い、洗濯など、普段私達が当たり前にとっていた行動が全てできなくなつた。正直、今まで生きてきて、水がない生活など考えようとも

それからというもの、私は

二週間ぶりにやっと使えるようになった。パソコンで調べ

少ない水を三人で分け合った

8月1日を「水の日」とし、この日から一週間を「水の週間」と定め、水資源の有限性、水の貴重さや水資源開発の重要性について関心を高め、理解を深めるため、国土交通省では、さまざまな行事が行われています。その一環として、次代を担う中学生を対象に水の作文コンクールが実施されています。

※今回は、応募総数19,618編（応募学校数365校）、そのなかで西牧さんの作品が最優秀賞に選ばれました。

表彰式は、8月1日(月)科学校技術館(東京)で行われました。

おめでとございます。

被災代替車両に係る軽自動車税非課税申請受付開始

震災により滅失または損壊した車両（被災車両）を買い換えた場合に、買い換えた車両（代替車両）の平成25年度までの軽自動車税が非課税となります。

なお、すでに県税事務所に於いて代替車両に係る自動車取得税の非課税手続きを行っていたら、特に追加の手続きは必要ありません。

受付開始

10月3日(月)から市役所3階税務課、各総合支所、各支所で行います。

非課税となる要件

震災による被災車両の所有者であった方が、被災車両の抹消登録等を行い、平成26年3月31日までに代替え車両を取得した場合、被災車両1台につき代替車両1台が対象となります。

※ローンで購入し、所有権が留保されている場合は、買主（使用者）の方を所有者とみなします。

※所有者の方がお亡くなりになっている場合は、その相続人の方が取得した車両のみが対象になります。

※消滅した法人である場合は、当該法人の合併法人・分割継承法人が取得した車両のみが対象になります。

非課税対象の代替車両の例

・三輪以上の車両
↓三輪以上の車両

(普通自動車からの代替も該当になります)

・二輪の車両
↓二輪の車両(小型二輪・軽二輪・原付)

○小型特殊車両
↓小型特殊車両



申請に必要な書類

- ①軽自動車税の非課税申請書(申請窓口にあります)
- ②被災自動車の廃車済等証明書(被災車両と記載のあるもの、車検証が該当しない車両の場合は廃車申告受付書(廃車届出済みであれば窓口で確認)または該当車両のナンバーが記載されている被災証明書(ない場合は「申立書」の記入が必要)
- ③代替車両の車検証または標識交付証明書
- ④所有者がお亡くなりになっている場合は戸籍謄本(申請、相続人と関係がわかるもの)、法人の場合で消滅した法人所有者の場合は登記事項証明書
- ⑤代理申請をする場合は代理申請に係る委任状

問 税務課(内線3101)・各総合支所市民生活課・各支所

仮設住宅入居者の皆さまへ〔お願い〕

- ◇ゴミ出しルールをみんなで守りましょう
 - ・「決められた」収集日に、団地内の所定の場所に出してください。
 - ・ごみの種類を確認し、「午前8時30分までに」出してください。
- ◇駐車場禁止区域への駐車はやめましょう
 - ・車両で通路をふさがらないでください。緊急車両等が通行できません。
 - 集合住宅では、壁1枚を隔ててお隣の生活があります。ご家庭で出した音が、周りの人に迷惑を掛けていることもあります。特に、深夜・早朝は、ちょっとした気遣い・気配りをお願いします。
 - 集会所や談話室は、団地内の皆さまにご利用いただく施設です。お気軽にお問い合わせください。

問 仮設住宅運営管理室(内線4765・4766)

証明書等手数料および斎場使用料の徴収

震災後、市民課扱いの各種証明書等(住民票、戸籍証明書、印鑑証明書、印鑑登録等)の手数料および斎場使用料について、震災対策として免除(無料)としてきましたが、9月1日(木)より当該手数料および使用料を徴収しています。

ただし、震災で被災したことにより必要となった手続きのために使用される証明書等の手数料および災害死の場合の斎場使用料は、平成24年3月31日まで引き続き免除となります。(災害死でも市外住所の方は有料となります)

徴収開始月日 9月1日(木)～

被災手続用免除期間

9月1日(木)～平成24年3月31日(土)

※市役所3階税務課で発行していた税関係証明書について、9月1日(木)から市民課でも発行しています。

問 市民課(内線2313)

固定資産税・都市計画税のお知らせ

納税通知書の発送

平成23年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は10月3日(月)に郵送します。納期限が延長されていますのでご確認ください。

- 第1期 平成23年10月31日
- 第2期 平成24年1月4日
- 第3期 平成24年2月29日
- 第4期 平成24年4月2日

縦覧と閲覧

市内に資産(土地・家屋・償却資産)を所有する本人、または委任を受けた方は、内容を、課税台帳の閲覧で確認することができます。

また、所有する資産の評価額が適正、公平に評価されているかを確認するため、他の土地または家屋の価格(評価額)などを縦覧することができます。

期間 10月3日(月)～31日(月)
午前8時30分～午後5時
(土日・祝日を除く)

※この期間以降の閲覧は有料
ところ

市役所3階税務課・各総合支所
市民生活課・各支所
持参するもの

印鑑または身分証明書
所有者から委任を受けた方は委任状

課税免除および減免

津波により被害を受けたとして市が指定した区域内の土地、家屋については、平成23年度分の固定資産税・都市計画税が免除となります。

また、震災により被害を受けた土地、家屋、償却資産については、損害の程度に応じた固定資産税・都市計画税が減免となります。

減免が適用される被害の程度と減免割合は、納税通知書に同封した「しおり」をご確認ください。

被害認定調査により、損害の程度を確認したものは減免適用後の税額で納税通知書を

お送りしましたので、課税資産明細書でご確認ください。

なお、被害により自己で解体した家屋や床下浸水した家屋等、減免が適用されていない場合は税務課、各総合支所市民生活課、各支所窓口で申請手続きが必要です。

申請に必要なもの

減免申請書、印鑑、納税通知書
※被害状況の写真と土地の被害部分がかかる図面もご用意願います。

※被害認定の判定変更以外の減免は10月31日が申請期限となります。

◆納付について

減免決定までには時間を要しますので、決定等の通知が送付されるまでは納期内納付をお願いします。

納付済みの税額に減免が適用される場合、その減免額分は後日還付します。



雄勝総合支所 窓口業務再開のお知らせ

震災により停止していました雄勝総合支所の窓口業務を、10月3日(月)から再開します。

【取扱業務】

- 市民生活課……住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・外国人登録記載事項証明書・各種税証明書の発行、住民異動届出、戸籍届出、印鑑登録等申請、国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療関係届出、子ども医療費助成手続き、バイクの登録と廃車等の手続きなど
- 保健福祉課……介護保険関係届出、子ども手当関係届出、母子父子・重度心身医療関係届出、保育所関係手続き、災害義援金・災害弔慰金・災害援護資金貸付手続きなど

【取り扱いできない業務】

- 市民生活課……住民基本台帳カードの申請、外国人登録関係手続き

【取扱時間】

平日/午前8時30分～午後5時(※土曜日および祝日はお休み)
日曜日については、市のホームページ等でご確認ください。

☎ 雄勝総合支所 ☎986-1332 石巻市雄勝町小島字和田123番地
市民生活課☎57-3601・保健福祉課☎57-3611・地域振興課☎57-3651

被災された労働者のご家族の方へ

労災保険請求

工作中や通勤中に地震や津波の被害に遭い、死亡または行方不明となった方のご遺族やご家族は「労災保険」を請求することができます。

詳しくは、お問い合わせください。

☎ 石巻労働基準監督署 ☎22-3365